

**全国健康保険協会の平成 28 年度業務実績に関する評価の基準**

厚生労働省保険局保険課

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 7 条の 30 の規定により、厚生労働大臣が全国健康保険協会（以下「協会」という。）の平成 28 年度業務実績について評価を実施するに当たっては、本基準に基づき行うものとする。

1. 評価の概要

厚生労働大臣は、協会の業務運営の改善に資するため、協会の平成 28 年度事業計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績について総合的な評価を行うものとする。

2. 平成 28 年度業務実績に関する評価

平成 28 年度事業計画に掲げた項目ごとに行う個別的な評価と業務実績全体の状況について行う総合的な評価の 2 つを併せて行うものとする。

(1) 個別的な評価

個別的な評価は、平成 28 年度事業計画の個別項目ごとの実施状況を基本として評価を行うものとする。

- ① 個別的な評価については、別紙の視点から行うものとする。
- ② 個別的な評価は、以下の判定基準に基づく 5 段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。

(判定基準)

- 「S」：平成 28 年度計画を大幅に上回る成果を得ている
- 「A」：平成 28 年度計画を上回る成果を得ている
- 「B」：平成 28 年度計画を概ね達成している
- 「C」：平成 28 年度計画を達成できていない
- 「D」：平成 28 年度計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

- ③ 個別的な評価に当たっては、以下の点に留意する。
- ・ 業務実績の数値目標がある場合にはその達成度合、定性的な目標の場合には具体的な業務実績を把握して評価するものとする。
  - ・ 業務実績については、数量だけで判断するのではなく、その質についても考慮するものとする。
  - ・ 業務実績に影響を及ぼした要因（予期せぬ事情の変化等）についても考慮するものとする。
  - ・ 業務実績と平成 28 年度計画との間に乖離が生じた場合には、その発生理由等を把握し、妥当性等について評価するものとする。
  - ・ 経年比較が可能な事項については、適宜その結果を参考にして評価するものとする。
  - ・ 財務内容の評価に当たっては、協会の監事の監査報告書や会計監査法人の監査報告書を参考にするとともに、必要に応じて意見を聴くものとする。

(2) 総合的な評価

総合的な評価は、(1)の個別的な評価の結果を踏まえ、協会の平成 28 年度計画の達成状況について、まとめの評価を行うものである。

## I. 健康保険

### 1. 保険運営の企画

#### (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進

「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、各支部における「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等により、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化しているか。

パイロット事業の効果検証による、有益な業務の全国展開や成果の外部発信を行うことにより、保険者機能の強化を図っているか。

協会の財政基盤強化の視点等で意見発信に努めるとともに、自治体や医療関係団体との連携推進を図っているか。

#### (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

医療費適正化対策を更に推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進及び現金給付の審査強化を行っているか。

医療機関における資格確認事業の実施支部数の拡大を図っているか。

医療費適正化のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施するとともに、収集・分析したデータ等により、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行っているか。

協会けんぽ内のインセンティブ制度について、導入に向けた準備を進めているか。

#### 【検証指標】

- ・ 都道府県医療費適正化計画にかかる検討会への参加支部数
- ・ 都道府県ジェネリック使用促進協議会への参加支部数
- ・ 医療機関における資格確認事業の実施支部数

#### (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの対象範囲の拡大や加入者への適切な広報等により、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図るとともに、地域の実情に応じて医療機関や薬局へ使用促進を働きかけるなど、きめ細やかな方策を推進しているか。

ジェネリック医薬品の使用割合の都道府県格差の是正と更なる使用促進に向け、新たな施策を実施しているか。

**【目標指標】**

- ・ジェネリック医薬品の使用割合（数量ベース）：65.1%

**（４）地域医療への関与**

各支部においては、策定された地域医療構想やその実施に向けて、関係機関への働きかけや意見発信を行うとともに、本部においては国や医療関係者等の動向を情報収集し、意見発信の方針等を示すなど、各支部での対応の支援を行っているか。

**【検証指標】**

- ・地域医療構想調整会議への参画数

**（５）調査研究の推進等**

保険者機能強化アクションプラン（第3期）に沿って、中長期的な視点から、医療費の適正化、効率化の観点を踏まえ、調査研究の成果を施策に反映できているか。

医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から各支部への医療費分析マニュアル等の提供や統計分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析に取り組んでいるか。

外部有識者との協力連携を図り、医療・介護に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図るとともに、分析成果等の報告会開催や調査研究報告書を発行し、協会が取り組んでいる事業を内外に広く発信しているか。

**（６）広報の推進**

保険者機能を発揮した協会の取組をタイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールとしてホームページ、メールマガジンを活用するとともに、いわゆるソーシャルネットワークサービスを活用し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進しているか。

加入者アンケートなど加入者から直接意見を聞く取組を進め、わかりやすく、加入者・事業主に響く広報の実施に活用しているか。

**【目標指標】**

- （・メールマガジンの新規登録件数：13,000件）

**【検証指標】**

- ・ホームページへのアクセス件数
- ・ホームページの利用目的達成度

### (7) 的確な財政運営

直近の経済情勢や医療費の動向を適切に把握・検証しつつ財政運営を行っているか。また、財政基盤の強化のために、関係各方面への意見発信に努めているか。

## 2. 健康保険給付等

### (1) サービス向上のための取組

お客様満足度調査等によるサービスの改善やサービススタンダード(10 営業日)に基づく正確かつ着実な支給など、サービス向上の取組が行われているか。

保険給付等の迅速な支払、保険証の迅速な送付に努めているか。

#### 【目標指標】

- ・ サービススタンダードの達成率：100%
- ・ 保険給付の受付から振込までの日数：10 営業日以内（サービススタンダード）

#### 【検証指標】

- ・ お客様満足度
- ・ お客様からの苦情・意見の受付件数とその内容
- (・ インターネットによる医療費通知の利用件数)
- ・ 任意継続被保険者の口座振替利用率

### (2) 高額療養費制度の周知

限度額適用認定証の利用を促進しているか。また、高額療養費の未申請者に対する支給手続きの勧奨を推進しているか。

### (3) 窓口サービスの展開

各種申請等の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえつつ、効率的かつ効果的な窓口サービスを展開しているか。

年金事務所窓口の見直しに当たっては、どのような点に配慮しているか。

#### 【検証指標】

- ・ 申請・届出の郵送化率

#### (4) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っているか。

#### (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化することや、柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図っているか。

#### (6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請等に対し、審査を強化しているか。

審査で疑義が生じたものは、必要に応じて調査を実施する等により、不正請求防止を図っているか。

本部において、各支部に対する審査強化の支援を行っているか。

#### (7) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求防止のため、支給申請の審査を強化しているか。

#### (8) 効果的なレセプト点検の推進

内容点検効果額の向上を図るとともに、点検員のスキルアップを図るための取組を行っているか。

内容点検業務の一部の外部委託については、全支部で実施しているか。

#### 【目標指標】

- ・加入者1人当たり診療等査定効果額（医療費ベース）：123円以上

#### 【検証指標】

- ・加入者1人当たり資格点検効果額
- ・加入者1人当たり外傷点検効果額

#### (9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後受診に伴う債権の発生防止のために、保険証の回収を強化しているか。

保険証を確実に回収するために、ポスター等の広報媒体や健康保険委員研修会等を通じて周知を行っているか。

#### (10) 積極的な債権管理回収業務の推進

資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について、確実な回収のための催告を実施しているか。あわせて、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、確実な回収に努めるとともに、法的手続による回収を積極的に実施し、債権回収の強化を図っているか。

法的手続に関する知識の習得や損害保険会社等との折衝におけるスキルの向上を図るとともに、着実に債権管理・回収業務を進めるための体制を構築しているか。

#### (11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険事業等に対する理解を深めるための研修の実施、広報活動等により、協会の健康保険事業を推進するとともに、事業主・加入者との結びつきを強めるべく委嘱者数の更なる拡大を図っているか。

### 3. 保健事業

#### (1) 保健事業の総合的かつ効果的な促進

各支部で作成した「データヘルス計画」については、PDCAを十分に意識して実施することにより、効果的な保健事業を進めているか。

加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の目標を踏まえ本部と支部が一体となって目標達成に向けて取り組む体制を強化しているか。

保健事業の効果的な推進を図るため、地域の実情に応じた支部独自の取組を強化しているか。

パイロット事業の成果を広め、好事例を迅速に展開・共有し、支部間格差の解消に努めているか。

#### (2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

「データヘルス計画」によるコラボヘルスなどを通じ、事業主への積極的な働きかけを行うなど、事業主の主体的な取組を促し、健診・保健指導の効果を最大限に引き出しているか。

特定健康診査については、市町村が行うがん検診との連携を強化する等の取組、特定保健指導については、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に進めているか。

受診者と協会の間に位置する健診機関との協力関係を強化し、健診の推進や事業

者健診データの取得促進を図っているか。

保健指導利用者の拡大を図るための取組を行っているか。

業種・業態健診データの分析結果等を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進するとともに、保健指導実施者の育成方法について見直しを進めているか。

#### 【目標指標】

- ・ 特定健康診査実施率：被保険者 53.2%  
被扶養者 30.0%
- ・ 事業者健診のデータの取込率：13.7%（被保険者）
- ・ 特定保健指導実施率：被保険者 15.2%  
被扶養者 4.1%

#### 【検証指標】

- ・ メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率
- ・ 特定保健指導利用者の改善状況

### （3）各種業務の展開

業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康診査や特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図っているか。

地方自治体との覚書・協定の締結等に基づく、具体的な事業の連携・協働を促進するとともに、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じ行政機関や他の保険者と連携強化を図っているか。

重複・頻回受診者、重複投薬者への対応など、加入者の適切な受診行動を促す取組を進めているか。

## Ⅱ. 船員保険

### 1. 保険運営の企画・実施

#### （1）保険者機能の発揮による総合的な取組の推進

「船員保険データヘルス計画」を着実に実施しているか。

加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の適正化を推進するため、レセプトデー



タ等の収集、分析体制の整備、強化等の取組を総合的に推進しているか。

## (2) 情報提供・広報の充実

利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供を積極的かつ計画的に実施しているか。

機関誌等による情報提供(広報)を定期的かつ効率的、効果的に実施しているか。

メールマガジンを活用した積極的かつ定期的な情報提供を行うとともに、加入者等のご意見等を積極的に収集しているか。

効果的かつ効率的な広報を実施するため、アンケート等による効果検証を実施しているか。

## (3) ジェネリック医薬品の使用促進

更なるジェネリック医薬品の使用促進に向け、被保険者だけでなく被扶養者に対しても広報を強化し、「ジェネリック医薬品希望シール」の配付やジェネリック医薬品軽減額通知サービスを実施しているか。

### 【目標指標】

- ・ジェネリック医薬品の使用割合(数量ベース): 65.1%

## (4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

医療費適正化、業務改革、経費の削減等の取組を強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組を総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保するよう努めているか。

準備金については安全確実かつ有利な管理・運用を行うこととし、運用状況を定期的に船員保険協議会において報告しているか。

## 2. 船員保険給付等の円滑な実施

### (1) サービス向上のための取組

職務外給付については、サービススタンダード(10営業日以内)の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成率を目標に着実に実施しているか。

意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査でのご意見等について、改善等に向けた検討を行うなど、更なるサービスの向上を図っているか。

申請書等の様式や記載要領等については、わかりやすくなるよう改善に努めるとともに、手続きの簡素化を図っているか。

### 【目標指標】

- ・サービススタンダードの達成率：100%
- ・職務外給付の受付から振込までの日数:10 営業日以内(サービススタンダード)
- ・資格情報取得から保険証の送付までの平均日数：3 営業日以内

### 【検証指標】

- ・申請・手続き方法、職員応接態度及びサービス全体としてのお客様満足度
- ・お客様からの苦情・意見の件数とその内容

## (2) 高額療養費制度の周知

限度額適用認定証については、高額療養費が現物給付され利便性が高いことなどを引き続き周知し、更なる利用促進に取り組んでいるか。

高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行っているか。

## (3) 制度改正の周知

平成 28 年 4 月に改正された傷病手当金、出産手当金及び入院時食事療養費の改正内容について、加入者や船舶所有者等に対して、ホームページや関係団体の広報誌等を通じて、周知を図っているか。

## (4) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

未申請者に対し、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の申請勧奨を漏れなく実施し、その着実な支給を図っているか。

## (5) 保険給付等の業務の適正な実施

保険給付等を正確かつ迅速に支払うとともに、必要な場合には実地調査等を実施し、給付の適正化を図る等の取組を行っているか。

下船後の療養補償について、加入者や船舶所有者等に対し適切な申請がされるよう周知を図っているか。

柔道整復施術療養費について、加入者等に対する文書照会等を実施するなど適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応しているか。

## (6) レセプト点検の効果的な推進

自動点検システムを活用した効果的なレセプト点検を実施するとともに、研修の充実、査定事例の共有化等により点検技術の向上に努め、点検効果額の引き上げを行っているか。

**【目標指標】**

- ・加入者 1 人当たり診療内容等査定効果額：133 円以上

**【検証指標】**

- ・加入者 1 人当たり資格点検効果額
- ・加入者 1 人当たり外傷点検効果額

**(7) 被扶養者資格の再確認**

被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て的確に行っているか。

**(8) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収**

債権の発生を抑制するため、資格喪失者からの保険証回収について、文書等による催告等を通じて回収を促進しているか。

発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努めているか。

**3. 保健事業の推進、強化**

**(1) 保健事業の効果的な推進**

「船員保険データヘルス計画」について、その取組を着実かつ効果的に実施するとともに、その実施状況を踏まえた計画の内容の見直しなどにより、加入者の健康特性に応じた効果的かつ効率的な保健事業の推進を図っているか。

**(2) 特定健康診査及び特定保健指導の実施体制等の強化**

第二期特定健康診査等実施計画（平成 25 年度～平成 29 年度）を着実に実施し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上を図るための取組を推進しているか。

**【目標指標】**

- ・特定健康診査実施率：被保険者 42.5%  
被扶養者 24.0%
- ・船員手帳健康証明書データ取込率：38.0%
- ・特定保健指導実施率：被保険者 25.0%  
被扶養者 8.0%

### (3) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進

加入者の健康に対する意識の向上を図るとともに、生活習慣病の重症化予防及び特定保健指導の実施率の向上を図るため、オーダーメイドの情報提供冊子の送付や地方自治体等が開催するイベント等において取組の発信などを実施しているか。

## 4. 福祉事業の着実な実施

船員労働の特性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うなど、福祉事業の着実な実施を図っているか。

船員のニーズ等を踏まえた保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生を向上を図っているか。

## Ⅲ. 組織運営及び業務改革

### 1. 組織や人事制度の適切な運営と改革

協会の組織・人事制度運営にあたっては、以下の観点から適切に運営し、必要に応じて改革を図っているか。

- ・組織運営体制の強化
- ・実績や能力本位の人事の推進
- ・協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着
- ・コンプライアンス、個人情報保護等の徹底
- ・リスク管理

不審な通信事案について、協会職員に対するコンプライアンス及び個人情報保護の徹底を図るための更なる方策を検討するとともに、情報セキュリティ対策の強化が図られているか。

### 2. 人材育成の推進

「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた新たな人材育成制度の定着を図るとともに、多様な研修機会の確保を図っているか。

### 3. 業務改革・改善の推進

業務改革会議等を実施し、各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り、具体的な改善を進めているか。

入力業務や作成・発送業務については、集約化しアウトソースを進めるとともに、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進めているか。

**【検証指標】**

- ・「事務処理誤り」発生件数

**4. 経費の節減等の推進**

サービス水準の確保に留意しつつ、業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、経費の削減に努めているか。

調達や執行については、透明性の確保に努めているか。

**【検証指標】**

- ・随意契約の割合（件数）、内訳
- ・コピー用紙等の消耗品の使用状況

## **IV. その他**

**事業主との連携・連携強化への取組**

支部管内の事業主との連携を進めるため、どのような取組を行っているか。保健事業の推進などについて、よりよい協力関係を築き、事業主等との連携強化を図っていくため、どのような取組を行っているか。